

令和6年4月17日
九州農政局

諫早湾干拓事業に係る開門請求等訴訟に対する判決について

- 1 本日、開門を求める方々が潮受堤防排水門の開門等を求めた訴訟（カモ食害損害賠償等請求訴訟）の控訴審に関し、福岡高等裁判所において、開門請求及び損害賠償請求を棄却する内容の判決が出されました。
- 2 引き続き、諫早湾干拓事業をめぐる一連の訴訟について、関係省庁と連携しつつ、適切に対応してまいります。